

公益目的財産額報告書

【 令和4年度における公益目的支出計画財産額の残額 】

( 継続事業 / 労働福祉 )

(※1) 39,943,061円 - (※2) 7,667,845円 = (※3) 32,275,216円  
 (前事業年度の公益目的財産残額) (当該事業年度の公益目的収支差額) (公益目的財産残額)

(単位:円)

内 訳	令和3年度	令和4年度
前事業年度からの繰越残額	48,478,611	39,943,061
当該事業年度の公益目的収支差額【①-②】	8,535,550	(※2) 7,667,845
① 公益目的支出の額	152,950,981	157,942,266
② 実施事業収入の額	144,415,431	150,274,421
公益目的財産残額	(※1) 39,943,061	(※3) 32,275,216

《参考》

公益財産額 (平成25年度確定額)	<u>124,958,957円</u>
公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日 (計画上の完了見込み・変更前日)	令和6年3月31日
【完了予定事業年度の申請変更認可後】 公益目的支出計画の完了予定事業年度の期日	令和9年3月31日



決	専務理事	管理部長	事業課長	
裁				

商 労 第 7 6 3 号  
令和5年3月29日

一般社団法人沖縄県労働基準協会  
古波津 昇 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



### 認 可 書

令和5年1月17日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第125条第1項の規定に基づき、別紙のとおり認可する。

別紙

1. 法人コード：A003333
2. 法人の名称：一般社団法人沖縄県労働基準協会
3. 代表者の氏名：古波津 昇
4. 主たる事務所の所在場所  
沖縄県那覇市港町2丁目5番23号
5. 変更内容：公益目的支出計画の変更認可の申請  
完了予定年月日の変更  
変更後 令和9年3月31日

# 令和4年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

一般社団法人沖縄県労働基準協会

会長 古波津 昇 殿

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度事業年度における公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、整備法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいう。）第127条第2項において準用する法人法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」をいう。）第124条第1項及び整備法施行規則第43条の規定に基づき、本報告書を作成し、以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決算書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について精査しました。

## 2 監査意見

ア 公益目的支出及び実施事業収入について、事業別区分経理を行ったうえで各事業に関連する費用及び収入が適正な基準で配賦されているとともに、公益目的事業計画に基づいた内容で事業が執行されていると認められます。

イ 公益目的財産額は、公益目的支出計画の完了予定事業年度である令和6年3月31日までに支出することは困難であったことから、令和4年12月1日開催の理事会の決議を得て公益目的支出計画の完了年度の変更申請を行い、沖縄県知事から令和5年3月29日付けで完了予定年月日を令和9年3月31日とする変更許可を受けたものであることを確認した。今後は、新たな公益目的支出計画に基づき的確に実施すること。

ウ 行政庁へ提出すべき公益目的支出計画実施報告書に関する書類が備わっていることを確認しました。

以上、当法人の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、公益目的の支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

令和5年5月16日

監事

豊 里 友 希 (豊)

監事

卯 嘉 良 尚 子 (卯)